

役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清輝会（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員（以下「役員等」という）の報酬に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、次の通りとする。

役員等 15,000円/日額

(支 給 日)

第3条 役員等の報酬は、未締めで翌月21日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(改 正)

第4条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

付 則

- 1 この規程は、平成24年8月6日から施行する。
- 2 この規程は、平成25年4月1日から改正（第2条）実施する。
- 3 この規程は、平成27年4月1日から改正（第2条2項変更、第4条（日割計算）削除）実施する。
- 4 この規程は、平成29年4月1日から改正（役員を役員等（理事、監事、評議員）に変更）施行する。